

静 情 審 第 4 号

平成29年4月24日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会

会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年12月7日付け静公委相第6355号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

メンタルヘルス研修会に係る文書の部分開示決定に対する審査請求（諮問第204号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

別記1に掲げる公文書の開示請求に対し、静岡県警察本部長が別記2に掲げる文書1から文書4（文書1から文書4までをあわせて「本件対象公文書」という。）を特定し、別記3に掲げる部分を開示しないこととした決定については、別記4に掲げる部分を開示すべきである。

### 2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成27年8月11日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県警察本部長（以下「処分庁」という。）に対し、別記1に掲げる公文書の開示を請求し、同月13日、処分庁は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 平成27年10月1日、処分庁は、本件対象公文書を特定した上で、条例第7条第2号及び第6号に該当するとしてその一部を開示しないこととする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成27年11月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により静岡県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行い、同月4日、諮問庁は、これを受け付けた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、請求に係る文書をさらに特定した上で、全部の開示を求めるというものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 全所属に対し調査したにもかかわらず、厚生課だけが特定され、それにより、事後的に会計課においても特定されたとのことであるが、当該調査時点で、厚生課だけでなく、会計課が特定されていなかったということは、厚生課、会計課以外にも文書が保有されているにもかかわらず特定されていないおそれがある。
- (2) 特定のクリニックの精神科医が静岡県警察学校で講師をしてきたことが、同クリニックのホームページ上で公になっているにもかかわらず、静岡県警察学校の公文書が全く特定されていない。上記講義に関する公文書やそれに類する公文書は特定すべきである。
- (3) 開示文書中の平成27年6月18日付け警務部厚生課長宛て実施報告書実施内容欄に茨城県警の取組みについての記述があるが、その取組に関する文書が特定されておらず、不自然かつ不合理である。
- (4) アンケートとは、開示文書にも記載があるとおり、事業事務の改革改善のために

利用することになっているため、統計処理していないとは考えにくい。ゆえに、個別データ以外に、分析・総合した公文書、統計データ等が想定され、これらを新たに特定すべきである。

- (5) 警察職員は、職務の遂行に当たり、警察官であることを示す必要があるときは、証票及び記章を提示しなければならないとされており、証票には、警察職員の顔写真、氏名、職名、所属等が明記されていることから、警察職員の顔は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たる。
- (6) 提示義務の根拠は、警察官が国家権力の執行機関職員であるためであるとされていることから、警察権力の対象者の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に当たる。
- (7) 管理監督者メンタルヘルス研修の出席者名簿で非開示とされた者の人数と座席表で非開示とされた人数が、平成26年度及び平成27年度のいずれについても一致しておらず、不自然かつ不合理である。
- (8) 開示された平成27年6月18日付け警務部厚生課長宛て実施報告書参加人数欄には職名が記載されており、警務部長から補佐までの職名のみが開示され、その余の5つの職名が非開示とされた。職名は個人に関する情報ではないため、条例第7条第2号に該当しないか、同号ただし書ウに該当する。
- (9) 中間管理職職員を対象とした職員研修に参加することは職務遂行に当たり、その参加した職員の氏名が開示になっていることに加えて、本件では中間管理職職員の研修会において面前で発表している場面の顔写真であり、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。
- (10) 公務員の顔写真は、職務遂行情報である。また、警察手帳は、警察手帳規則第5条により提示が義務付けられているものであって、警察官個々の判断で提示の必要性を判断するものではない。提示を求められれば必ず提示しなければならないものである。
- (11) 精神障がいの療養のために休業している職員にとって、本件統計データを自らの上司に知られることにより自らがその数字に示された「精神疾患者」または長期休業者の1人として認識されていることと、主権者が本件統計データを知ることによって公務員が精神障がいの療養によって適切に休業することができているかを確認することとは、どちらが療養に資するであろうか。後者であろう。
- (12) 諮問庁は、精神疾患を患う職員が統計データを確認することにより思い詰めることばかり懸念しているが、現実には既に警察組織において当該データは把握されており、現に本件不開示部分を目にする職員が多々存在する以上、その情報を知っている職員による人権侵害から精神疾患を患う職員を擁護するためにも、いわゆる精神障がい者の人権を擁護する活動をする団体や個人に統計データを開示しないし公

表すべきである。

- (13) 公務員の育児休暇取得率は公表されているが、これによって職員が育児休暇を取得した場合に、「自身が（育児休暇を取得している者の）一人であることに責任若しくは同僚職員に負担を強いている現状に自責の念を感じ」、「責任感の強い者」が「育児休暇を取得したことにより組織あるいは同僚職員に迷惑をかけたことを懸念し」「仕事で無理を」してでも「それを取り戻そうと」していない。万一、そういったことが起きていたら、その職場が抑圧的であるから起こっているのである。その場合、職員が適切に育児休暇を取得することができるようになったかを確認するために輪をかけて積極的に、主権者たる国民に育児休暇の取得率を公表するであろう。
- (14) それでもなお、諮問庁が意見書中で表明するおそれが現実化するといふのであれば、処分庁は、そのような事態が惹起されるおそれがある文書を上司に現に配ってしまったのである。それでも諮問庁の表明するおそれは現実のものになっていない。したがって、当該非開示部分は、条例第7条第6号には該当しない。
- (15) 東京都では、公立学校教員について、本件統計データに相当する情報を含む、それ以上に詳細な情報を学校基本統計（学校基本調査の結果）としてインターネット上で公表しているが、この公表により本件諮問庁の表明するおそれに相当する事態は現実のものとなっていない。
- (16) 本アンケートは無記名のもので、政治集会への参加時や宗教等の活動時に実施・回収したものでもなく、諮問庁は意見書で「組織体の構成員としての個人の活動に関する情報」を内容とするものであるとしているが、当該個人が公務員等である場合には、条例第7条第2号ただし書ウに該当し、開示すべきである。
- (17) 特定職員を名指しした記載があった場合にはその職員が心を病んでいるなどの記載であれば、当該記載部分のみを非開示とし、特定職員がパワーハラスメントをしているとか、心の傷をえぐっているといった記載であれば説明責任があり公表慣行があるとして開示すべきである。また、説明責任・公表慣行があるものを開示したとしても、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。
- (18) 研修会に参加した警察幹部・警察管理監督職員からのアンケートへの回答が具体的にどのようなものであったのかは、当該研修会の可能な限り具体的な内容とともに、主権者（精神医療や警察相談の受益者たる患者や相談者を含む。）によって市民感覚で意見し批判し不断の審判を受けるべきである。
- (19) アンケートに回答した幹部や管理職等の職員自身が精神科病院に入院したりメンタルクリニックに通院したりしている経験等を具体的に吐露しているものでもない限りは、講演の感想やメンタルヘルス等に対する考え方を記載したものは開示すべきである。
- (20) アンケートの内容は開示した方が国民主権の原理にも適う上、事業事務を適正に

遂行することに寄与し、条例第7条第6号に該当しない。

- (21) 本研修会は、いずれも参加者が警察官であるから、地方公共団体に提出したアンケートが情報公開条例の規定によって情報公開請求に対して開示することになっていることは予期していることである。
- (22) 条例の実施機関に対する開示請求によっても本件と同様の研修会のアンケート結果が開示されている。また、非常に多くの自治体でアンケート結果が開示されているが、諮問庁の表明するおそれは現実のものとはなっていない。
- (23) 報償費は当然税金であることから、行政には、誰に対するいくらの支出があったかといった情報を主権者に説明する責任がある。個人に関する情報であるといえる所得とは、年収や月収などをいうものであり、本件では、講師に対する報償費の価額からは講師個人の月収や年収などを推測することは不可能である。旅費については、既に満額旅費として消費されたものであることから個人の所得とはいえず、講演場所に移動するという目的からしても到底個人に関する情報であるとまではいえない。
- (24) 勤務先の病院や事務所が旅費の基点であれば、公になっている情報であることから、最寄駅名や交通費の金額まで開示すべきである。仮に自宅が旅費の基点であり、旅費計算の基点が非開示のままだと、情報公開請求に対して非開示であることをいいことに、悪用し、旅費請求の書類を偽装して実際の交通費よりも多くの金額を税金から支出して講師に利益供与することが野放しにされてしまう。
- (25) 処分庁には、過去に交通費を違法に支出していた前例がある。現在でも、交通費が「裏金」として使用されていないか調査するために、交通費に関する情報は最大限開示すべきである。
- (26) 自由席・指定席の別は開示されたのに対して、急行・特車の別は非開示とされたが、この判断は不自然かつ不合理である上に、当該情報では講師の自宅住所を推定することもできない。
- (27) 自宅の最寄り駅でなければ開示すべきである。また、新幹線の駅の場合、ローカル線の駅よりも講師の自宅として推定される地域は広大であるため、利用者個人の自宅を、個人の権利利益を害するほどに推認することまではできないといえる。

#### 4 諮問庁の主張要旨

諮問庁が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁において、精神科医若しくは心療内科医を講師とする研修等の開催実績の有無及び実績があった場合の当該研修会に係る公文書の保有の有無について全所属に対し調査した結果、厚生課で該当があることが確認できたため、当該研修に関して作成又は取得し、現に保有している公文書を特定した。
- (2) 処分庁において、事実確認のため審査請求人が言及するクリニックの院長に電

話すなどして確認した結果、平成10年代前半に依頼を受けて警察学校の講師をしていたという事実はあるとの確認ができたことから、改めて警察学校に当該クリニック院長が講師を行っていた際の公文書の有無の調査を行ったが公文書は発見されず、保有していないことを確認した。

- (3) 開示文書中の茨城県警の取組についての情報は、筑波大学教授である講師が、本件研修に際し、同じ警察組織に関するものとして把握しているものを参考情報として話したもので、研修会資料等の公文書として存在するものではない。
- (4) 研修の出席者は指定された者でかつ少数であること、さらに事務の合理化の観点から、アンケート結果をもとにした統計データの作成は不要であるとの判断により、作成していない。
- (5) 警察職員の職務の遂行に係る情報は、条例第7条第2号ただし書ウに該当するが、氏名については開示しないことが明記されており、同号ただし書ア又はイに該当する場合のみ開示することとなる。警視級以上の職にある職員の氏名は県職員録に登載され、警部級以上の職にある職員の氏名は、人事異動の際に新聞等のマスコミで報道されていることから、慣行として公にされている情報と考えるが、今回の対象公文書については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、警察職員の氏名を公にすることの必要性は認められない。
- (6) 処分庁の研修会出席者名簿については当該研修の受講者の名簿であり、座席表には主催者側である厚生課の職員も併せて掲載されることから人数に相違があるのであって、人数の差異については主催者側の厚生課職員の人数による差異である。
- (7) 審査請求人は、職名が非開示とされている箇所があると指摘しているが、当該箇所には警部補（同相当職）以下の職にある職員の姓が記載されており、誤解である。
- (8) 条例第7条第2号ただし書ウは、公務員の顔写真についてまで開示することを規定しているものではない。警察職員のうち所属長級以上の職にある者は、人事異動時のマスコミ報道の際に顔写真が公表されていることから、慣行として公にされていると判断し、開示している。また、講師についても、講師の所属する団体のホームページで顔写真が公表されていることから、慣行として公にされていると判断し、開示している。
- (9) 本件研修は、職員のメンタルヘルス対策の一環として、幹部職員に対し精神疾患に関する講習を通じ、正しい知識と理解を得るためのものであり、当該目的を達成するために、県警察の精神疾患による長期療養者の年代ごとの人数等の情報を管理監督者に限り必要な情報として利用したものである。
- (10) 責任感がより強い職員が精神疾患に罹患しやすい傾向にあるところ、こうした職員が統計データを改めて確認することにより、その責任感の強さから、精神疾

患者の増加又は療養期間の長期化等が懸念され、警察組織の人的基盤の充実に支障をきたし、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

- (11) アンケート調査の回答内容に関する情報は、アンケート用紙に記載した職員の個人的な思想、信条及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある。
- (12) アンケートは無記名で実施したものであり、当該研修会の感想、参加者自身の状況について回答してもらうことで、今後の施策の参考とするために実施したものである。研修を受けた職員の感想やメンタルヘルス等に対する個人の心情を記載しているものであるため、本件研修会のようにアンケート対象者の氏名情報が公にされる状況にあって、かつ研修会の出席者が少数であった場合に、アンケートの回答内容については公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、さらに、当該アンケートに対する回答の内容が公にされることとなれば、回答者の中には真実の回答を躊躇する者が出るなど、以後の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (13) 講師に支払われる謝金及び旅費の額にあっては、個人の所得に関する情報であり、条例第7条第2号（個人情報）に該当し非開示と判断する。また、講師の住所地及び旅費の支給に伴う発地に係る駅名、路程、運賃及び旅行諸費に係る情報についても、当該情報から住所地を推認されるなど、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。
- (14) 個人に支給された謝金額及び旅費額について、当該情報のみでは確かに個人の年収又は月収等が推測される情報とまではいうことはできないかもしれないが、本件対象公文書のように支出先である個人を明らかにした状況下においては、当該個人に支給された謝金及び旅費の額は個人の収入に関する情報の一部であり、当該金額を公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある。
- (15) 旅費の支給額を非開示情報と判断している状況で、起点である講師の発駅及び着駅を公にすることとなれば、非開示とする情報を公にする結果となる。
- (16) 審査請求人は、急行、特車の別は開示すべき旨を主張するが、非開示としている情報は急行又は特車にかかる料金を非開示としているものであり、審査請求人は当該非開示とした情報を「急行」又は「特車」の利用別を非開示としているものと誤解しているものと思われる。当該料金については、講師に支払われる旅費の支給額の一部であり、個人情報に該当する。
- (17) 個人事業主として講師の氏名を明らかにしている状況で、当該講師の住居地に関する情報であり、往路発地の駅名、出発時間及び復路の着駅、着時間を公にすることにより講師の居住地を特定することはできないが、利用する駅名を公にすることにより居住地が推認されるなど、公にすることにより、なお個人の権利利



益を害するおそれがあると認められる。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書を見分した上で、非開示とされている部分の非開示情報該当性について審査した結果、以下のとおり判断する。

### (1) 本件対象公文書について

処分庁は、別記1の開示請求を受け、精神科医又は心療内科医を講師とする研修等の開催実績の有無及び開催実績があった場合の当該研修会に係る公文書の保有の有無について全所属に対し調査した上で、平成26年度中間管理職員メンタルヘルス研修会、平成26年度管理監督者メンタルヘルス研修会及び平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会に係る文書として、別記2の本件対象公文書を特定した。

本件対象公文書は、研修会ごとに多少の差異はあるものの、それぞれ、①開催通知等の起案文書、②配付資料等の起案文書、③研修会実施後の復命書、④講師の旅費計算書類等で構成されている。

### (2) 非開示情報該当性について

処分庁は、本件対象公文書について別記3に掲げる部分を開示しないこととしており、諮問庁も当該判断を妥当としていることから、以下、検討する。

#### ア 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名、印影

研修会の開催通知の起案文書や研修会の進行要領等に記載された警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影が、条例第7条第2号の個人情報に該当するとして非開示とされている。

当該情報は、処分庁の判断のとおり、特定の個人に関する情報であるから、条例第7条第2号ただし書のいずれかに該当する場合に、開示されることになる。

条例第7条第2号ただし書ウによれば、公務員等の職務の遂行に係る情報については、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行に係る部分は開示すべきだとされているが、警察職員は、反社会的集団等を相手とし、日常的に身の危険にさらされているという職務の特殊性から氏名を公にすることにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高いため、一律に氏名を開示しないこととされている。

したがって、警察職員は公務員ではあるが、その氏名に係る部分については条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。

そこで、条例第7条第2号ただし書ア又はイに該当するか否かが問題となるが、本件対象公文書で非開示とされているのは、警部補（同相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影であり、同号ただし書ア又はイに該当する事情も認められないことから、非開示とすることが妥当である。

#### イ 講師の居住地、謝金及び旅費に関する情報

講師の旅行行程に係る文書に記載された講師の住所、往路の発地駅名、復路の着地駅名等の住所を推認させる情報や講師の研修内容等が記載された研修実施要領に記載されている講師の謝金及び旅費に関する情報が非開示とされている。

これらの情報は、講師の氏名とともに全体が一体として条例第7条第2号本文前段に規定する講師の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められ、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

また、これら一体としての情報のうち、講師の氏名は本件処分において開示されていることから、条例第8条第2項による部分開示の余地はない。

#### ウ 研修会で説明を行った警察職員の写真

平成26年度中間管理職員メンタルヘルス研修会の復命書及び平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会の実施報告書に添付された研修会の実施状況を撮影した写真のうち、研修会で説明を行った警察職員の写真の顔部分が非開示とされている。

当該部分は、条例第7条第2号本文の特定の個人に関する情報であり、しかも、公務員のそれであることから、前記アの考え方によって開示・非開示を判断することになる。諮問庁の説明によれば、当該職員については、人事異動等の際に顔写真が公表されるような慣行もないとのことであることから、条例第7条第2号ただし書アには該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当するような事情も認められないことから、非開示とすることが妥当である。

#### エ 研修会資料に記載された県警における精神疾患による長期療養者の年代別人数等の情報

平成26年度中間管理職メンタルヘルス研修会の資料「メンタルヘルスについて」に掲載された「精神疾患長期休業者数 過去5年間の推移」というタイトルの表及びグラフのうち、精神疾患を理由とする年度別年代別長期休業者数及び年度別長期休業者数合計が非開示とされている。

また、平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会の資料「メンタルヘルス研修会資料（厚生課）」では、①精神・神経系疾患により健康管理区分に指定された職員の年度別健康管理区分別人数、年度別合計人数、平成23年度の年度別健康管理区分者合計を100とした場合の各年度の指数、②精神・神経系疾患により健康管理区分に指定された者の全職員に占める年度別割合、③平成27年4月1日時点における精神・神経系疾患により健康管理区分に指定された職員の年代別の人数及び割合、④平成27年4月1日時点における精神・神経系疾患により健康管理区分に指定された職員の病名別の人数並びに⑤平成26年度の年代別の長期休業者数及び割合が非開示とされている。

当該公文書は、研修会受講者が、実態に即した情報に基づき、精神疾患に関する正しい理解を得られるようにするために作成された資料である。諮問庁は、これらの公文書を公にすることになると、①現に精神疾患で長期療養している者にとっては、自身がその一人であることに責任又は同僚職員に負担を強いている現状に自責の念を感じさせることになり、症状を更に悪化させる、②既に復職している者も、責任感の強い者は、当該情報を改めて確認することで、長期療養したことにより組織あるいは同僚職員に迷惑をかけたことを懸念し、それを取り戻そうと仕事で無理をするなどして再発を招く、③明らかになってしまふ長期療養者の人数の多寡によっては、本来であれば療養すべき職員が、療養を躊躇して症状をさらに悪化させるなど、精神疾患が増加し、又は療養期間が長期化する等のおそれがあり、ひいては、警察組織の人的基盤の充実に支障をきたし、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして処分が非開示としたことは妥当であったと判断するとしている。

これに対して、審査請求人は、精神疾患を患う者などが適切に休業できているかどうかを確認できるよう主権者に明らかにすべきであり、また、精神疾患を患う職員に対する人権侵害を防ぐために、精神障害者の人権を擁護する団体等に開示すべきだなどとする主張をしている。

当審査会で非開示とされた部分を見分したところ、当該文書に記載された該当職員数が少ないことから個人が特定されるおそれがあり、再発や症状悪化などが生じやすい精神疾患という疾病の性質を踏まえると、本件で非開示とされている情報が何人に対しても明らかにされることになれば、諮問庁が主張する支障を及ぼすおそれがあることは否定できず、条例第7条第6号に該当すると認められるため、非開示とすることが妥当である。

しかし、平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会の資料「メンタルヘルス研修会資料（厚生課）」中の「1 精神神経系患者の状況（1）健康管理区分者の状況 ア健康管理区分者数」の表における指数欄の数値については、開示しても、特定の年度を基準とした人数の増減傾向が判明するだけであり、諮問庁が主張するような支障は認められないため、開示すべきである。

#### オ アンケート調査回答内容

研修会出席者を対象に、今後の研修会や施策の参考とするために実施されたアンケート用紙における回答肢の選択欄及び自由記述欄が非開示とされている。

諮問庁の意見書によれば、アンケートの回答内容は、職員の感想やメンタルヘルスに対する個人の心情を記載しているもので、無記名ではあるが、アンケート対象者の氏名情報が公にされる状況にあつて、かつ、出席者が少数であったような場合には、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそ

れがあると認められ、さらに回答者の中には真実の回答を躊躇する者が出るなど、以後の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする処分庁の説明に特別不合理とまでいえる点は認められず、処分庁が非開示としたことは妥当であったとされている。

当審査会で非開示とされた部分を見分したところ、アンケート用紙自体に氏名は記載されず、特定の個人を識別することまではできないが、研修受講者の講義に関する感想や、心の病に関する認識、私生活等での悩み事の内容など、受講者個人の所感等、個人の人格と密接に関わる情報が率直に記載されていることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるといえる（条例第7条第2号本文後段該当）。

また、条例第7条第2号ただし書きに該当する事情も認められないため、アンケートの回答部分については、非開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、①特定のクリニックの精神科医が静岡県警察学校で講師をしてきたことが同クリニックのホームページ上で公になっているにもかかわらず、静岡県警察学校の公文書が全く特定されていない、②開示文書中の平成27年6月18日付け警務部厚生課長宛て実施報告書実施内容欄に茨城県警の取組についての記述があるが、その取組に関する文書が特定されていない、③アンケートの個別結果を開示したものの、統計の結果が特定されていないなど、公文書の特定に関して不服を申し立てている。

イ これに対し、諮問庁は、本件対象公文書の特定に係る処分庁の以下の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、特定不足は認められないとする。

(ア) 審査請求人に対する補正手続を経た結果、「精神科医又は心療内科医を講師とする研修が行われた際に作成又は取得した文書」の開示を求めているものと確認できたため、当該請求内容に合致する文書を探索すべく、処分庁内の全所属に対して、当該研修実績の有無及び対象となり得る公文書保有の有無の調査を行った上で、文書の特定に至った。

(イ) ①平成10年代前半に特定のクリニックの精神科医が警察学校の講師をしていたという事実は確認されたが、文書の存在は確認できなかった、②茨城県警の取組に関する文書については、講師が同じ警察組織である茨城県警の取組を口頭で情報提供したものであり、文書は存在しない、③アンケートを統計処理した文書については、当該研修の出席者は指定された者でかつ少数であること、さらに事務の合理化の観点から統計データの作成は不要であるとの判断により統計データは作成していない、④本件開示請求の対象となる文書については本件対象公文書が全てであり、これ以外には保有していない。

ウ 当審査会においても、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があると

認めることはできず、またその説明を覆すに足る特段の事情も認められない。  
したがって、本件対象公文書を特定したことは、妥当である。

この他にも、審査請求人は、種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記4のとおりである。

別記1 開示請求の内容

静岡県警察学校その他これに類するところで精神科医・心療内科医が講師等の教職員をすることに関して取得または作成または使用等をされた公文書一切。たとえば、起案、議事録・会議報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、講師の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条に規定される文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、講演・講座の依頼文、配布資料、レジュメ、授業を受けた感想、その日の日誌、試験の問題・模範解答や回答例・生徒や学生からの解答用紙・正答率や誤答率の割合等、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書等々、とにかく全て。広く解釈して御特定ください。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外であっても、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。

別記2 処分庁が特定した公文書（「本件対象公文書」）

| 文書 | 対象公文書                       |
|----|-----------------------------|
| 1  | 平成26年度中間管理職員メンタルヘルス研修会に係る文書 |
| 2  | 平成26年度管理監督者メンタルヘルス研修会に係る文書  |
| 3  | 平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会に係る文書  |
| 4  | 講師旅費計算関係書類                  |

別記3 処分庁が開示しないこととした部分（開示しないこととした部分の欄の○数字は条例第7条の号数）

1 平成26年度 中間管理職メンタルヘルス研修会に係る文書

(1) 中間管理職員メンタルヘルス研修会の開催について(平成26年5月15日起案)

| 文書の内訳 |                       | 開示しないこととした部分   |
|-------|-----------------------|--|
| ア     | 起案用紙(甲)               | ②起案者の氏名及び印影並びに決裁欄の警部補(同相当職を含む。)以下の職員の印影(以下「氏名等」という。) |
| イ     | 実施要領案                 | ②講師謝金額、講師旅費額   |
| ウ     | 所属宛て通知文案(別紙1及び別紙2含む。) | —  |
| エ     | 講師依頼文案                | ②氏名等   |

| 文書の内訳 |           | 開示しないこととした部分 |
|-------|-----------|--------------|
| オ     | 所属宛通知文（写） | —            |
| カ     | 講師依頼文（写）  | ②氏名等         |

(2) 中間管理職員メンタルヘルス研修会の進行要領、配付資料、アンケートについて（平成 26 年 6 月 24 日起案）

| 文書の内訳 |           | 開示しないこととした部分   |
|-------|-----------|--|
| ア     | 起案用紙（甲）   | ②氏名等   |
| イ     | 進行要領案     | ②氏名等<br>②講師が利用する予定の往路新幹線の出発駅名及び出発時刻並びに復路新幹線の到着駅名及び到着時刻 |
| ウ     | 配布資料（次第）案 | —  |
| エ     | アンケート調査票案 | —  |

(3) 平成 26 年度中間管理職員メンタルヘルス研修会復命書（平成 26 年 7 月 1 日）

| 文書の内訳 |  | 開示しないこととした部分                 |
|-------|--|------------------------------|
| ア     | 復命書本体                                  | ②氏名等                         |
| イ     | 対象者名簿                                  | —                            |
| ウ     | 次第                                     | —                            |
| エ     | 資料「職場のメンタルヘルス」関係分                      | ⑥年度別年代別精神疾患長期休業者の人数及び年度別合計人数 |
| オ     | 資料「「気になる職員への対応」～部下の不調、気づきのポイントと接し方」関係分 | —                            |
| カ     | 研修会風景写真                                | ②説明者である職員の顔部分                |
| キ     | アンケート調査票（41 名分）                        | ②⑥回答内容                       |

## 2 平成 26 年度 管理監督者メンタルヘルス研修会に係る文書

(1) 管理監督者メンタルヘルス研修の開催について（平成 26 年 9 月 16 日起案）

| 文書の内訳 |          | 開示しないこととした部分 |
|-------|----------|--------------|
| ア     | 起案用紙（甲）  | ②氏名等         |
| イ     | 実施要領案    | ②講師謝金額、講師旅費額 |
| ウ     | 次第案      | —            |
| エ     | 所属宛て通知文案 | —            |
| オ     | 講師依頼文案   | ②氏名等         |

(2) 管理監督者メンタルヘルス研修会の進行要領、配付資料、アンケートについて（平成 26 年 11 月 10 日起案）

| 文書の内訳 |         | 開示しないこととした部分                                     |
|-------|---------|--|
| ア     | 起案用紙（甲） | ②氏名等   |
| イ     | 進行要領案   | ②氏名等<br>②講師が利用する予定の往路新幹線の出発駅名及び出発時刻並びに復路新幹線の到着駅名 |

| 文書の内訳 |           | 開示しないこととした部分 |
|-------|-----------|--------------|
| ウ     | 次第案       | —            |
| エ     | アンケート調査票案 | —            |

(3) 平成 26 年 11 月 27 日 (木) 「管理監督者メンタルヘルス研修会」報告書

| 文書の内訳 |  | 開示しないこととした部分 |
|-------|--|--------------|
| ア     | 報告書本体  | ②氏名等         |
| イ     | 次第   | —            |
| ウ     | 出席者名簿  | ②氏名等         |
| エ     | 座席表  | ②氏名等         |
| オ     | 研修会資料(警察職員の実践的メンタルヘルス～職員の能力が発揮できる職場環境作り)～関係) | —            |
| カ     | 研修会風景写真                                      | —            |
| キ     | アンケート調査票(72名分)                               | ②⑥回答内容       |

3 平成 27 年度 管理監督者メンタルヘルス研修会に係る文書

(1) 管理監督者メンタルヘルス研修の開催について(平成 27 年 5 月 12 日起案)

| 文書の内訳 |            | 開示しないこととした部分 |
|-------|------------|--------------|
| ア     | 起案用紙(甲)    | ②氏名等         |
| イ     | 実施要領案      | ②講師謝金額、講師旅費額 |
| ウ     | 次第案        | —            |
| エ     | 所属宛て通知文案   | —            |
| オ     | 講師依頼文案     | ②氏名等         |
| カ     | 実施要領       | ②講師謝金額、講師旅費額 |
| キ     | 次第         | —            |
| ク     | 所属宛て通知文(写) | —            |
| ケ     | 講師依頼文(写)   | ②氏名等         |

(2) 管理監督者メンタルヘルス研修会の進行要領、配付資料、アンケート等について(平成 27 年 6 月 9 日起案)

| 文書の内訳 |         | 開示しないこととした部分  |
|-------|---------|---|
| ア     | 起案用紙(甲) | ②氏名等  |
| イ     | 進行要領案   | ②氏名等<br>②講師が利用する予定の往路新幹線の出発駅名及び出発時刻並びに復路新幹線の到着駅名及び到着時刻                        |
| ウ     | 次第案     | —   |
| エ     | 厚生課資料案  | ⑥特定期間における職員の精神・神経系統患者の状況に関する以下の情報<br>a 健康管理区分者数の全職員数に占める割合<br>b 年度別健康管理区分別の人数 |



| 文書の内訳 |           | 開示しないこととした部分   |
|-------|-----------|--|
|       |           | c 年度別健康管理区分者の合計人数、指数及び全職員数に対する割合<br>d 平成 27 年 4 月 1 日現在の年代別健康管理区分者数、割合、合計<br>e 平成 27 年 4 月 1 日現在の病名別健康管理区分者数<br>f 長期休業者に占める精神疾患患者の割合、年度別長期休業者数、精神疾患患者数、精神疾患患者数の長期休業者数に占める割合<br>g 平成 26 年度における年度別精神疾患患者数及び割合、合計人数 |
| オ     | アンケート調査票案 | —  |
| カ     | 座席表       | ②氏名等   |
| キ     | 出席者名簿     | ②氏名等   |

(3) 管理監督者メンタルヘルス研修会 実施報告書（平成 27 年 6 月 18 日）

| 文書の内訳 |                             | 開示しないこととした部分  |
|-------|-----------------------------|---------------|
| ア     | 報告書本体                       | ②氏名等          |
| イ     | 出席者名簿                       | ②氏名等          |
| ウ     | 次第                          | —             |
| エ     | 研修会資料（警察職員の実践的メンタルヘルス 3 関係） | —             |
| オ     | アンケート調査票様式                  | —             |
| カ     | 研修会風景写真                     | ②説明者である職員の顔部分 |
| キ     | アンケート調査票（70 名分）             | ②⑥回答内容        |

4 講師旅費支出に係る文書（支出内訳書、旅行命令（依頼）簿、旅費計算書、その他旅費旅行確認書）

(1) 平成 26 年度管理監督者メンタルヘルス研修会講師分

| 文書の内訳 |           | 開示しないこととした部分   |
|-------|-----------|--|
| ア     | 支出内訳書     | ②講師旅費額   |
| イ     | 旅行命令（依頼）簿 | —  |
| ウ     | 旅費計算書     | ②講師の居住地に関する情報（発着地、乗車駅名及び路程）<br>②講師の旅費額に関する情報（運賃、急行・特急料金、旅行諸費及び合計額） |
| エ     | その他旅行確認書  | ②氏名等<br>②講師の自宅住所、利用駅名及び片道運賃  |

(2) 平成 27 年度管理監督者メンタルヘルス研修会講師分

| 文書の内訳 |           | 開示しないこととした部分   |
|-------|-----------|--|
| ア     | 支出内訳書     | ②講師旅費額   |
| イ     | 旅行命令（依頼）簿 | —  |
| ウ     | 旅費計算書     | ②講師の住所地に関する情報（発着地、乗車駅名及び路程）<br>②講師の旅費額に関する情報（運賃、急行・特急料金、旅行諸費及び合計額） |
| エ     | その他旅行確認書  | ②氏名等<br>②講師の自宅住所、利用駅名、片道運賃及び往復運賃                                   |

別記 4 開示すべき部分

文書 3 平成 27 年度 管理監督者メンタルヘルス研修会に係る文書

「メンタルヘルス研修会資料（厚生課）」中の「1 精神神経系患者の状況（1）健康管理区分者の状況 ア健康管理区分者数」の表における指数欄の数値

別記 5 審査会の処理経過

| 年 月 日             | 処 理 内 容             | 審査会     |
|-------------------|---------------------|---------|
| 平成 27 年 12 月 7 日  | 諮問庁から諮問書を受け付けた。     |         |
| 平成 28 年 2 月 5 日   | 諮問庁の意見書を受け付けた。      |         |
| 平成 28 年 3 月 8 日   | 審査請求人の意見書を受け付けた。    |         |
| 平成 28 年 5 月 30 日  | 審議                  | 第 296 回 |
| 平成 28 年 6 月 16 日  | 諮問庁の意見書 2 を受け付けた。   |         |
| 平成 28 年 6 月 27 日  | 審議                  | 第 297 回 |
| 平成 28 年 7 月 20 日  | 審査請求人の意見書 2 を受け付けた。 |         |
| 平成 28 年 8 月 29 日  | 審議                  | 第 299 回 |
| 平成 28 年 10 月 31 日 | 審議                  | 第 301 回 |
| 平成 29 年 1 月 23 日  | 審議                  | 第 304 回 |
| 平成 29 年 2 月 27 日  | 審議                  | 第 305 回 |
| 平成 29 年 3 月 27 日  | 審議                  | 第 306 回 |
| 平成 29 年 4 月 24 日  | 審議、答申               | 第 307 回 |

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

| 氏 名     | 職 業 等            | 調査審議した審査会   |
|---------|------------------|---|
| 池 田 恵 子 | 静岡大学 教育学部 教授     | 第 301 回、第 304 回～<br>第 307 回   |
| 興 津 哲 雄 | 弁護士              | 第 296 回、第 297 回、<br>第 299 回、第 301 回、<br>第 304 回～第 307 回             |
| 高 橋 正 人 | 静岡大学 人文社会科学部 准教授 | 第 296 回、第 297 回、<br>第 299 回、第 301 回、<br>第 304 回～第 307 回             |
| 牧 田 晃 子 | 弁護士              | 第 296 回、第 297 回、<br>第 299 回、第 304 回～<br>第 307 回                     |
| 望 月 律 子 | 静岡県看護協会 会長       | 第 296 回、第 297 回、<br>第 299 回、第 301 回、<br>第 304 回、第 306 回、<br>第 307 回 |
| 森 俊太    | 静岡文化芸術大学 文化政策学部長 | 第 296 回、第 297 回、<br>第 301 回、第 304 回、<br>第 305 回、第 307 回             |